

日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和 5 年 1 月 26 日（木）15：00～15：35

場 所：日本薬剤師会第 2 会議室

出 席 者：山本会長、渡邊副会長、安部副会長

提出資料：

- ・電子処方箋の運用開始日と体制整備について(令和 5 年 1 月 13 日 日薬情発第 173 号)
- ・電子処方箋の運用開始に係る情報提供について(その 1)(令和 5 年 1 月 20 日 日薬情発第 178 号)
- ・電子処方箋の運用開始に係る情報提供について(その 2)(令和 5 年 1 月 23 日 日薬情発第 179 号)
- ・電子処方箋の運用開始に係る情報提供について(その 3)(令和 5 年 1 月 26 日 日薬情発第 186 号)
- ・大学・短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示案等について(令和 5 年 1 月 25 日 中央教育審議会大学分科会 第 171 回 資料 3-1、3-2、3-3)
- ・新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ゾコーバ錠 125mg）の使用にあたっての注意喚起について（令和 5 年 1 月 25 日 日薬情発第 185 号）

1. 電子処方箋への対応について

渡邊副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

1) 電子処方箋の運用開始日と体制整備について

1 月 26 日より、電子処方箋の仕組みである「電子処方箋管理サービス」の運用が開始された。

同サービスは、昨年 10 月からのモデル事業を経て全国運用として稼働しているもので、オンライン資格確認システムとともに活用することにより、医療機関と薬局の間における処方・調剤情報や疑義照会等の情報連携が可能となる。

電子処方箋に対応可能な薬局においては、電子処方箋の場合に限らず、紙の処方箋を含めて調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録することが重要である。医療機関と薬局が処方と調剤情報の蓄積や活用を行っていくことで、国民・患者に対するより質の高い医療サービスへ繋げる事を目指している。

2) 電子処方箋の運用開始に係る情報提供について

薬局で電子処方箋に基づく調剤をするためには、電子処方箋システムの導入にあたっては、事前に①オンライン資格確認が可能なシステムの導入、②薬剤師資格証（HPKI カード）の取得、③調剤レセプトコンピュータ等電子処方箋対応等を準備する必要がある。オンライン資格確認システムの導入では、マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入やネットワーク環境の整備が必要となる。

本会では各都道府県薬剤師会を通じて、電子処方箋の導入に関する手引きや通知を随時案内をしている。

2. 大学・短期大学及び高等専門学校の設定等に係る認可の基準の一部を改正する告示案等について

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

令和5年1月25日に開催された、文部科学省の中央教育審議会大学分科会（第171回）において、6年制課程の薬学に関する学部の学科のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの（以下「臨床薬学に関する学科」という。）の設置及び収容定員増は、抑制することとし、地域の需要に応じて薬剤師の地域偏在を解消するための人材養成を行う場合はその例外とされた。

これにより、薬剤師が不足する地域における人材の確保を図りつつ、臨床薬学に関する学科の収容定員総数を抑制することとなった。

本会としては、医療計画の議論でも薬剤師の確保という観点があることから、計画とも密接に結び付くような内容で大変良かったと受け止めている。

3. 新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ゾコーバ錠 125mg）の使用にあたっての注意喚起について

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口抗ウイルス薬「ゾコーバ錠 125mg」について、製造販売業者より、投与後に妊娠していることが判明した症例の報告と使用にあたって注意喚起がされた。

ゾコーバ錠については、妊婦又は妊娠する可能性のある女性への投与は禁忌となるが、今回の症例を踏まえ、「前回の月経後に性交渉を行った場合は妊娠している可能性がありますので、本剤の処方を行う医療機関におかれては、患者が「妊娠していない」又は「妊娠している可能性がない」ことを入念にご確認ください。」と注意喚起がされたため、本剤の処方箋を受け取った際は、処方した医師の確認が十分であるか等、服薬指導の際にしっかり確認していただくことが重要である。また、妊娠の可能性のある女性以外でも服用する際に併用禁忌に該当する医薬品が多いため、取り扱う際には患者への確認や医療機関等との連携の上、十分に注意する必要がある。

記者からの質問は以下の通り。

記者：薬局での電子処方箋応需については、いつまでにどのくらいの薬局で体制整備を整えるか等、日薬の目標があれば伺いたい。

渡邊副会長：電子処方箋の運用実施に伴い、どの薬局でも電子処方箋を応需する可能性がある。そのため、本会では全国の薬局に向けてなるべく早くに体制を整えるように呼び掛けている。

記者：電子処方箋を開始しているモデル地域やその他の地域で、トラブルが発生した際の情報共有や対応等はどのような流れで行うのか伺いたい。

渡邊副会長：電子処方箋に関する情報共有の方法等については、データのやり取りだけでなく、会議等で直接に意見交換を行う場が必要であると考え。この件については厚生労働省に申し入れている。

記者：電子処方箋応需の体勢は、一部大手やチェーンで先行して進められている反面、他薬局ではベンダの対応等による整備の遅れが懸念されている。この件について、日薬の対応を伺いたい。

渡邊副会長：薬局によっては、独自のシステムを整備している薬局もあるが、各ベンダへの調査も実施しており、その他の薬局についても着実に整備を進めていけるようにサポートしていきたい。

記者：電子処方箋の応需可能な薬局の整備が進まないことについて（1/26 時点 138 軒）、日薬の見解を伺いたい。

渡邊副会長：現時点で決して多くはないと自覚しているが、オンライン資格確認の導入を進める中、更に電子処方箋への対応が必要となっており病院が 6 軒、クリニックが 10 軒で運用している状況で、薬局は 138 軒であり、応需体制整備を進めている。今後も着実に進めていきたいと考えている。

記者：本日 26 日から始まった電子処方箋について、会長から意義と課題をいただきたい。

山本会長：電子処方箋のメリットは、患者や薬局間、医療機関間に情報共有できることである。一方で、政府はこの体制を急いで進めているように感じる。本来の目的である「安全でより質の高い医療サービスの提供」を実現できるようにしっかりと体制を整えていく必要があると考える。

記者：電子処方箋の運用実施に伴い、各都道府県薬剤師会の実施状況などの集計結果があれば伺いたい。

渡邊副会長：現在調査、集計中である。

次回の定例記者会見は、令和 5 年 2 月 9 日（木）、13：30～14：30

以上